

令和元年7月4日

市政記者クラブ 様

財政局金山市税事務所固定資産税課
担当 加藤 千博 (電話 324-9817)

21時40分まで職員が待機します。

市税に関する文書の誤送付について

下記のとおり市税に関する文書の誤送付が発生しましたので、ご報告します。

記

1 内容

令和元年7月1日、金山市税事務所固定資産税課の職員が、A社の固定資産税・都市計画税の課税明細書を誤ってB氏に送付した。

同月4日、B氏から、A社の課税明細書が送付された旨の連絡があり、誤送付が発覚した。

2 漏えいした税情報

固定資産の所在地、価格、固定資産税・都市計画税の課税標準額及び税額

3 原因

職員が誤ってA社の課税明細書をB氏宛ての封筒に同封し、封入時における複数の職員による確認が不十分であったため。

4 対応

A社へ速やかに連絡を取り、状況の説明と謝罪を行い、了承をいただきました。
また、B氏へも謝罪をし、誤って送付した課税明細書を回収しました。

5 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後、このようなことが発生しないよう、改めて税情報の重要性を職員に周知するとともに、文書封入時の複数の職員による点検を徹底します。